相続税申告業務　報酬規程

税理士法人ユアーズブレーン

【1. 基本報酬】

遺産の総額 （債務控除前）	料金（税別）	備考
5千万円　未満	¥350,000	“遺産の総額”とは、生命保険金等の非課税及び小規模宅地等の減額金額等を控除する前の金額を指します
7千万円　未満	¥450,000	
1億円　　未満	¥600,000	
1.5億円　未満	¥750,000	
2億円　　未満	¥1,000,000	
2.5億円　未満	¥1,250,000	
3億円　　未満	¥1,500,000	
4億円　　未満	¥1,800,000	
5億円　　未満	¥2,100,000	
5億円　　以上	5千万円ごとに ¥250,000 追加	
財産評価のみで申告不要となった場合	¥300,000	申告書を提出しなかった場合の財産評価費用

【2. 加算報酬】

加算項目 （複雑な財産・特殊な手続き）	料金（税別）	備考
相続人・受遺者の増加	基本報酬 ×10%	1名増加ごとに
土地評価（路線価地域）	¥50,000 / 1箇所	
土地評価（倍率地域）	¥50,000 / 1箇所	倍率地域（宅地比準方式など）を用いる場合
土地評価（簡易な倍率地域）	¥5,000 / 1箇所	上記以外の簡易な倍率地域
非上場株式の評価	¥100,000～ / 1社	評価の複雑性により変動
延納または物納の申請	¥150,000～	
納税猶予の申請	¥150,000～	
申告期限までの期間が短い場合	基本報酬 × (20%～50%)	申告期限まで3か月未満の場合に適用
書面添付制度の適用	¥50,000	税理士法第33条の2による書面添付を行う場合

【3. その他相続税申告に係る付随業務】

付随業務・実費項目	料金（税別）	備考
所得税の準確定申告	¥30,000～	
贈与税の申告	¥30,000～	
戸籍謄本等の代理取得	実費	取得にかかった費用のみご負担

※その他、上記表中に記載されていない業務に関しましては、担当者までお問い合わせください。